

## 本人確認の際の「被保険者証」の取扱いについて

令和2年10月から、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、『健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等』の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられます。

保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載された被保険者証の写しをご提出いただく場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングをしていただきますようお願いいたします。

### 個人単位の2桁番号付きの保険証様式（イメージ）

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。

本人(被保険者)	2020年〇月〇日交付
△△△保険組合 被保険者証	記号 1234 番号 1234567 <b>01</b>
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号 名称	88888888 △△△△保険組合
	印

現行の保険証の記載内容に  
2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、  
保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

※ 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できることとする。(当分の間)

【出所】厚生労働省 HP

枠線部の「保険者番号」「記号・番号」についてマスキングをお願いいたします。

お問合せ先  
総務企画部経営企画課  
TEL 082-222-8403